

では言及する。

- (2) 記入する事項は政策の対象としている者や事物の全体的な状況を中心に記入することとし、「〇〇事業を実施した結果、△△人が□□となった」などの施策等の実施状況については、「2. 施策目標に関する評価」欄や「4. 個別目標に関する評価」欄に記入する。
- (3) なお、本欄に記入した内容は、実績評価書要旨において、「施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等」欄の「必要性」の項目に転記するため、現状分析の結果、施策目標に関する施策が必要であることが明確になるような記述とする。

「2. 現状分析」欄の記入例①（平成19年度に作成した実績評価書VI-3-1から引用し、一部加工）

施策に関する重要事件やその動向について記入

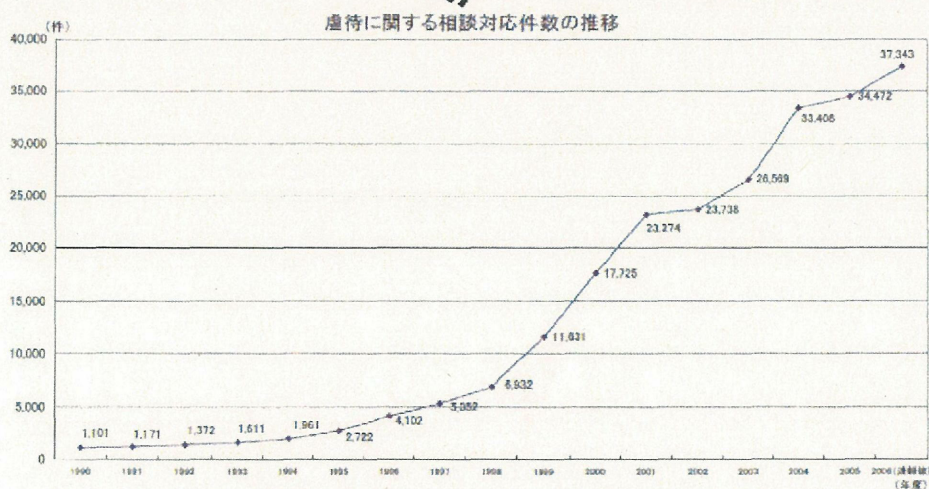
2. 現状分析

児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成17年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる34,472件となるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。

また、配偶者からの暴力（以下「DV」）の問題については、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」）が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2%）から平成17年度21,125件（28.9%）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。

内容をわかりやすくするよう、図表を活用

施策を取り巻く環境の変化について記入



資料：1990～1999年度は厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政報告（厚生省報告書）」、2000～2005年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政報告（福祉行政報告書）」、2006年度「通報値は厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べによる。